

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人石井記念愛染園（以下「当法人」という）定款第8条および定款第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 役員等に対して、理事会・評議員会の出席など、理事長の命を受けて法人及び事業の運営のための業務にあたった場合、別表1の通り報酬を会議開催または業務にあたった都度、現金で支給することができる。

(適用除外)

第3条 当法人の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

付則 この規程は、令和元年6月21日から施行する。

【別表1】第2条関係

	報酬
理事会・評議員会への出席 監事監査を実施した場合 評議員選任・解任委員会出席等	20,000円(源泉税控除後)